

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、阿賀野都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年5月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和4年6月29日（水）午後7時から

2 公聴会の開催場所

阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 302会議室

3 事案の概要

別紙「阿賀野都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、阿賀野市建設課都市計画建築係において、6月9日（木）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

阿賀野市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び阿賀野市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和4年6月9日（木）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 新発田市豊町3-3-2（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

(2) 阿賀野市岡山町10番15号（〒959-2092）

阿賀野市建設課都市計画建築係

電話 0250-62-2510

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大6名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の8名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する阿賀野市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

